附則第十条第二項中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同条第五項中「第六十四項及び第六十五項」を「第六十三項及び第六十四項」に、「同条第六十四項第一号」を「同条第六十三項第一号」に改め、同条第六項中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第十二項中「及び第十五項」を削り、同条第十三項を削り、同条第十四項中「営農困難時貸付け」を「同項に規定する営農困難時貸付け（以下この項において「営農困難時貸付け」という。）を」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を削り、第十六項を第十四項とし、第十七項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「猶予適用者が、同項」を「同項に規定する猶予適用者（第二十四項において「猶予適用者」という。）が、同条第一項」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十四項を第二十二項とし、第二十五項を第二十三項とし、第二十六項を第二十四項とする。

附則第十条の二の二第七項の表鉱さいバラス製造業の項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第十一条第二項第一号ホ⑵及び⑶中「行う装置」の下に「で総務省令で定めるもの」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、第十七項を削り、同条第十八項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第四十六項とする。

附則第十二条第一項第一号中「規定する住宅」の下に「（法附則第十五条の七から第十五条の十までの規定の適用がある住宅にあつては、同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）」を加え、同条第三十一項中「改修工事」を「工事」に改め、「国土交通大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、「五十万円」を「六十万円」に改め、同条第三十二項及び第三十三項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第三十五項及び第三十六項中「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第四十五項及び第四十六項中「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十四条の五第八項中「第百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九条第一項」に改める。

附則第十五条第一項第六号中「百分の五」の下に「（商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」を加え、同項第十四号中「百分の五」の下に「（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）」を加える。

附則第十五条の五第七項及び第十六条の二第六項中「第百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九条第五項」に改める。

附則第十六条の二の三第六項中「第百四十四条の二十九第一項」を「第六百二十九条第五項」に、「又は第百四十四条の三十第二項」を「又は第六百一条第八項」に、「第百四十四条の三十第二項又は附則第三十一条の三の四第九項」を「第六百一条第八項」と、「の規定による」とあるのは「又は附則第三十一条の三の四第九項の規定による」に改める。

附則第十六条の二の八中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　法附則第三十三条第三項に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四条各号（第九号を除く。）に掲げる業種に属する事業とする。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第四項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第六項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十七条第二項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第四項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十七条の三第四項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第八項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。

附則第十八条第四項の表第七条の十一の項中「第七条の十一」を「第七条の十一第一項及び第三項」に改め、同条第八項の表第四十八条の五の二の項中「第四十八条の五の二」を「第四十八条の五の三第一項及び第三項」に改める。